

アメリカ法におけるアジア系アメリカ人 (下)

—正義への闘い—

ジョージ・R・ハラダ

はじめに

第1節 モデル・マイノリティーとしてのアジア系アメリカ人

第2節 アメリカ移民法および移民政策史からみたアジア系アメリカ人

1 中国系移民の経験

2 日系移民の経験 (以上前号)

第3節 アメリカ法におけるアジア系アメリカ人の与えた影響 (以下本号)

1 間接的な差別立法に関する事例

2 不動産所有権に関する事例

3 言語・教育・文化に関する事例

おわりに 真の問題点を探る新たな枠組みの必要性

第3節 アメリカ法におけるアジア系 アメリカ人の与えた影響

マイノリティーおよびそれと関連する法律についての論稿の多くは、マイノリティーの人々が実際に経験した不公平に焦点を当てたものであり、また、その見地から書かれている。本節では、アジア系アメリカ人の経験およびそれと関連する法律について、これまでの研究とは異なる見地から検討を試みたい。アジア系アメリカ人は、数えきれないほど多くの不公平を実際に経験してきたが、その経験の多くが必ずしも人々の注目を集めなかったわけではなく、アメリカ法の形成に何らかの形で寄与し、場合によ

っては、重大な影響を与えている。

1 間接的差別立法に関する事例

Ho Ah Kow v. Nunan および Yick Wo v. Hopkins

1870年の公民権法は、単に南部諸州の新しく解放された黒人の権利擁護を目指したのではなく、それまで制限されていた中国人の市民としての権利を対象にした規定も含まれていたという点にはとりわけ、注目する必要がある。法令には他に、彼ら中国人に法廷で証言する権利を与えるものや、差別的な「罰則、課税、免許およびあらゆる種類の強制」を課することを禁じるものもあった。⁽¹¹⁶⁾ また、合衆国憲法修正14条では、合衆国の中にいるすべての者に「法の下での平等」の保護を保証していた。この公民権法の制定および憲法の修正後は、例えば、それまでカリフォルニアで行われていたように、州がはっきりと人種を明示して特定の人々を差別するこ

(116) 1854年の、*People v. Hall* 4 Cal. 399 (1854) 事件において、「白人」に対する殺人罪の証人として検察側が、中国人を起用することにつき刑事被告人側が、異議を唱えた。争点となったのは、「黒人、白人と黒人との混血およびインディアンは、白人に対して有利となるような、または不利となるような証言をすることは認められない」とされていた1850年法の適用の可能性であった。この法律は、カリフォルニア州が正式にユニオンに加盟する前に制定されていたものであった。カリフォルニア州最高裁判所は、法律上は中国人の証言を認めることはできないと、簡潔にその考えを示した (4 Cal. 405)。裁判所は、「インディアン」の範囲を拡大して、これに中国人その他のアジア人を含めて捉え、そのような判断を下したのであった。判決では、また、黒人とは白人以外の者を意味すると広く解釈することも可能であるとして、何れにしても中国人は、この範囲に含まれると考えられた (4 Cal. 400-401)。

また、カリフォルニア州の第三代州知事であった、John Bigler は、立法府に対して、アジアからの移民を歓迎しないという独自の見解を声明していた。彼は、その声明の中で、「アジアからの移民は、神聖なる宣誓に対して、自分たちとは違った考え方を有しているので、裁判所において彼らの証言を認めたり陪審員としたりすることは許されるべきではない」という考え方を示していた。詳細については、McClain, *The Chinese Struggle for Civil Rights in the Nineteenth Century America: The First Phase, 1850-1870*, 72 CALIF. L. REV. 537, 529 (1984); DANIELS, *POLITICS AND PREJUDICE* (1968), pp. 16-21 を参照。

(117) 16 Stat. 144, Sec. 16.

とが困難となった。しかしながら、このことによって、直ちに州による反中国のおよび反日本的な立法がなくなったわけではなかった。州は公然とある特定の人種、例えば、中国人を対象とする立法を行う代わりに、「表面上は中立的である」がその文言の範囲の中では、中国人に対してだけ機能するような、また、中国人に対して排他的に実施し得るような法を制定し始めた。このような方法で制定された州法の典型的なものとしては、1876年にサンフランシスコで制定されたいわゆる「弁髪条例 (queue ordinance)」および、同じ時期に制定された中国人をランドリー経営から閉め出すための一連の法令があげられる。これらの一連の法律の制定により、いくつかの重要な事件が連邦裁判所に持ち込まれることとなった⁽¹¹⁸⁾。まず、ここでは、Ho Ah Kow v. Nunan⁽¹¹⁹⁾ 事件について検討する。

1870年に San Francisco Board of Supervisors (サンフランシスコ郡監理委員会) は、全ての簡易宿舎 (lodging house) に対して、住人一人につき最低500フィート立方の居住空間を要求する条例を制定した。その条例は文言の上では、中立的規定であるような外観を呈しているが、これは、最初から中国人を対象にして制定されたものであった。この条例が制定されることになった背景には、サンフランシスコの中国人居住地域の人口が密集し、劣悪な居住条件となっていることに対する白人居住者の不満があり、この抗議に応える形で立法が行われたのであった。⁽¹²⁰⁾

この条例の違反者に対しては、罰金または拘留の処罰が課せられた。この条例に基づいて有罪を宣告された中国人は、罰金を払わないで、刑務所に行くことを必ず選択した。このようなやり方に対して、中国人が条例の目的を挫折させることをもくろんでいると見なす者もあり、郡の監理委員会に対して対抗策を講じるよう要求する者も出てきた。そのような圧力から郡の監理委員会は、清朝の法によると、中国人男性は皆、弁髪を結うこ

⁽¹¹⁸⁾ Ho Ah Kow v. Nunan, 5 SAWYER'S REP. 552 (1879); *In re Quong Woo*, 7 SAWYER'S REP. 526 (1882); Yick Wo v. Hopkins, 118 U.S. 356 (1886).

⁽¹¹⁹⁾ 5 SAWYER'S REP. 552 (1879).

⁽¹²⁰⁾ See *Id.*

とを要求されていることを認識した上で、全ての男性の囚人の髪を頭皮から1インチ以内に切ることを看守に命じる条例を制定した。これによって、「居住空間」条例 (“cubic-air” ordinance) 違反の中国人が、投獄されることを選択しないで、罰金の支払いをすることを促すことになるであろうと、彼らは考えたのであった。⁽¹²¹⁾

市長は、この条例が、合衆国と中国との間に結ばれた条約および1870年の公民権法に違反すると主張して、1873年にこの条例に対して拒否権を発動した。しかしながら、その3年後に、サンフランシスコ郡の監理委員会は、再び「弁髪禁止」条例を議会に提出し、これを通過させた。この条例は、新しく選出された市長によって署名され、法律として成立した。その年に、カリフォルニア州は、独自の居住空間法を制定し、その規定を州全土に拡大した。⁽¹²²⁾

この法律に違反したとして逮捕された中国人によって、1878年に、カリフォルニア州の居住空間法の合憲性が連邦裁判所で争われることとなった。申立人である Ah Wing は、この州法が中国人への嫌がらせのために制定されたものであり、中国人に対してのみ適用されたと主張した。したがって、この州法は、中国人に対して法の下における平等な扱いを保証する1868年の Burlingame 条約および1870年の公民権法に違反することとなる。連邦裁判所の判断では、この種の州法は、公共の福祉と安全の促進に関する州の権限行使として合憲であり、立法の動機や適用の手段にまで踏み込んで審理することは適切ではないとの見解が示された。⁽¹²³⁾

Ah Wing 事件の判断が下されたのと同じ年に、もう一人の別の中国人が、サンフランシスコ市の刑務所の保安官を相手取って訴えを提起した。中国人は、居住空間法違反で逮捕され、有罪と判断され、市の条例に従って設置された刑務所に送られた後に、そこの職員によって自分の弁髪を切

(121) SANDMEYER, THE ANTI-CHINESE MOVEMENT IN CALIFORNIA (1979), p. 51.

(122) *Id.*

(123) McClain & McClain, *The Chinese Contributions to the Development of American Law*, ENTRY DENIED, ed. CHAN (1991), p. 10. (Ah Wing 事件は判例集末登載)

り落とされたのであった。申立人の Ho Ah Kow は、自分の弁髪を切り落とした行為は、Burlingame 条約および連邦法によって保証された彼の権利を侵害するものであると主張した。彼は、そのことにより、自分は重大な精神的苦痛を被ったと主張し、損害賠償として、1万ドルを要求した。この事件の審理において、巡回裁判所裁判官は、サンフランシスコの条例は、「合衆国憲法および連邦法の保証する法の下での平等の権利を与えられている人々の内の、ある特定の人種に対する郡監理委員会側の特別立法であると判示した。⁽¹²⁴⁾ Ah Wing 事件で、裁判所は、法令の文言の範囲を超え、立法の動機にまで踏み込んだ審理は適当ではないとの判断を下していたが、今回は、その見解を否定した。この点についての議論で、裁判官は、次のように言明した。「我々は、公の悪評および一般の認識に対して目を背けることは出来ない。もし我々が、目を背けることなく真実を直視するならば……ある条例が、中立的な文言を用いていたとしても、それが特定の人種に対してのみ適用されるような場合には、……我々としては、それは意図的なものであり、……そのように適用されたものであり、そのような取り扱いを為すものであると判断せざるを得ないのである。⁽¹²⁵⁾」

この判決は、次の二つの意味で重要である。まず第一に、この判決は、修正14条が、市民権を有する者のみでなく、それ以外の者にも適用されるということをはっきりと述べた最初の事例であったという点。第二に、ある法律について判断を下す場合に、裁判所は、その法文の外観に限定されることなく、その立法の動機についてもまた当然検討することが出来るということを確認した点。この原則は、後に Yick Wo v. Hopkins 事件に関する最高裁の画期的な判決 (ランド・マーク・ケース) で、はっきりと確定されることとなった。⁽¹²⁶⁾

続いて前述のサンフランシスコのランドリー経営者たちが、執拗な嫌がらせを被った事例について検討する。1870年代および1880年代を通じて、

(124) Ho Ah Kow v. Nunan, 5 SAWYER'S REP. 559.

(125) *Id.*, at 560.

(126) 118 U. S. 356.

サンフランシスコには、およそ320軒ものランドリーがあり、その内の約240軒が中国人の事業主によって経営されていた。⁽¹²⁷⁾ これらのランドリーは、合衆国における中国人の経済的手腕と成功のシンボルとして、徐々に注目を集めるようになってきた。この時期に生じた反中国人運動がピークに達するころ、中国人の経営するランドリーは、非常に普及し、チャイナタウンに限らず、白人の居住する地域にも進出するようになったので、白人のランドリー経営者たちにとって脅威となり、迫害を受ける格好のターゲットとなっていた。

強い反中国人感情に応えるような形で、サンフランシスコ郡の監理委員会は、市内にある大部分のランドリーを規制する広範な裁量権を認める二つの条例を制定した。⁽¹²⁸⁾ 郡の監理委員会は、本当のねらいが中国人であることを悟られないように注意して、中立的な文言を用いて、手の込んだ複雑な免許制度を創り出すという手段を用いた。これらの条例は、市の区域内において木造建物内でのランドリーの開業および経営の継続を行う全ての人々に対し、郡の監理委員会から免許を得ることを命じていた。サンフランシスコの320軒ものランドリーのうち、おおよそ310軒が木造建物内にあったので、たいていのランドリー経営者はこの法律の範囲に含まれることとなった。規則に従わない者に対しては、最高1,000ドルの罰金または郡の刑務所における最長6カ月間の禁固、もしくは、その両方の刑に処せられることとなった。許可を与えるかどうかの基準については、法律では何も規定されていなかったので、郡の監理委員会は、自由に申請を認めたりまた拒絶することが可能であった。結果として、1885年に郡の監理委員会は、中国人による免許の申請を全て拒絶した。一方、中国人以外の免許の申請に対しては、一件を除いて全てこれを承認した。⁽¹²⁹⁾ これに対して、中国人のランドリー経営者たちは、経営権を守り、それを継続することを決意

(127) 118 U. S. 358-59.

(128) 条例1569は1880年5月26日に、そして条例1587は1880年7月28日に制定されている。

(129) 118 U. S. 359.

した。彼らの者の中に Yick Wo がいたのである。Yick Wo は、1863年以来継続してランドリーを経営していた。1885年6月に、彼が免許の申請を行った際に、彼はすでに自分のランドリーのある建物が市の消防および衛生の基準に適合しているという別の許可を取得していた。それにも関わらず、郡の監理委員会は、彼の申請を拒否したのである。Yick Wo の免許は10月まで有効であったにも関わらず、彼は8月に警察によって逮捕された。⁽¹³⁰⁾

Yick Wo は、人身保護令状の発給を求め、刑務所から解放されたが、市は上訴し、カリフォルニア州最高裁判所は条例を支持する判決を下した。合衆国第9巡回裁判所上訴審は、彼に対して再び人身保護令状の発給を認めめたが、市に対しては、このランドリー条例の実施に関する制限を行わなかった。⁽¹³¹⁾

Stanley Matthews 裁判官によって書かれた判決文の中で、最高裁判所は、ランドリーの経営者の権利は現実に否定されていると判示し、彼らを刑務所から解放することを命じた。この判決に至るまでに、裁判所は、まず Ho Ah Kow v. Nunan 事件で示された、修正14条の平等保護が、合衆国市民のみでなく、それ以外の者にも等しく適用されるという原則を確認した。次に、二つの条例の合憲性の再検討を行った。条例では郡の監理委員会に対して非常に広範な裁量権が付与されていた。裁判所は、これらの条例はある特定の人種に対してのみ向けられたものであり、それは、法の下での平等保護の現実的な否定にあたるとの結論を下した。

「法律自体は、表面上は公平で、外観としては偏りのないものであるが、それが公的機関により害意を持った見方で、また、不公平な方法で適用されたり、運用されたりするなら……公平なる正義の否定は、なお憲法の禁じるところである。」⁽¹³²⁾

⁽¹³⁰⁾ *Id.*

⁽¹³¹⁾ *Id.*, at 366.

⁽¹³²⁾ *Id.*, at 373-74.

この事件の判決の中には、二つの重要な進展が存在していた。第一に、*Ho Ah Kow v. Nunan* 事件において、下級審で示されたのと同様に、最高裁判所も、憲法上の問題について審理する場合には、法律の表面上の文言から一步踏み込んだ検討をすることが出来るのだということを、ここで確認したということである。第二に、法律が憲法の基準に適合するかどうかを判断する場合に、法律が実際にどのように運用されていたかという点を裁判所は検討出来ると判決することで、最高裁判所は、さらにこの問題を次の段階へと進展させることとなった。*Yick Wo* 事件は、平等保護条項の解釈につき、裁判所に重要な一步を踏み出させることとなったのである。それは、憲法の規定する平等保護条項に関する争いにおいて、それ以降最も頻繁に引用される先例の一つを打ち立てたのであった。

2 不動産所有に関する事例

Terrace v. Thompson および *Oyama v. California*

いくつかの州で外国人土地法が制定されたが、中でも、カリフォルニア州およびワシントン州の立法は、⁽¹³³⁾ランドリー条例のように表面上は中立的なものであったが、実際上は、これらの州での土地のリースおよび購入に関し、ある特定の人種を閉め出すような形で運用された。日本人はこれらの法律の影響を最も強く受けた者の一人であったが、これに対して黙って従ってはいなかった。これらの法律に対する訴訟の頂点に位置するものと

(133) カリフォルニア州は、「帰化の資格を有しない者」を他の者から差別することに関しては、扇動者側であると言われているけれども、他の九つの州もカリフォルニア州の例に従っている。1917年にアリゾナ州、1921年にワシントン州とルイジアナ州、1922年にニューメキシコ州、1923年にアイダホ州、モンタナ州およびオレゴン州、1925年にカンザス州、1943年にユタ州およびワイオミング州でそれぞれ外国人土地法が制定されている。また、同じく1943年には、アーカンザス州では単なる外国人土地法ではなくて、はっきりと日本人に対してのみに適用される反日土地法が制定されたということである。これについては、FUKUDA, *LEGAL PROBLEMS OF JAPANESE-AMERICANS*, (1980), p. 136 を参照。

して *Oyama v. State of California*⁽¹³⁴⁾ 事件がある。この事件の前に、まず、外国人土地法に関する最初の事件で、合衆国最高裁判所に持ち込まれた *Terrace et al. v. Thompson*⁽¹³⁵⁾ 事件について検討する。

この事件は、1921年のワシントン州外国人土地法に関するものであった。合衆国の市民である Frank Terrace は、農業に従事していた日本生まれの Nakatsuka に、農業用地の一部をリースしようとしていた。彼らは、このワシントン州外国人土地法は修正14条のデュープロセスおよび平等保護条項、また、1911年の合衆国と日本との間の条約に違反するとの理由を根拠に、彼らがリース契約を締結することを禁じるこの法律の適用を否定することを求めて、州の司法長官（Thompson）に対して訴えを提起した。ワシントン州の法律によると次のように規定されている。「合衆国市民となる意思を宣誓していない」外国人に対して、土地のリースを行うことは違法であり、その土地は州に没収されること、それに加えて、土地所有者に対しては、資格のない外国人に対して土地をリースする行為を行ったことにより刑事告発され、刑事処罰されること。⁽¹³⁶⁾

Butler 裁判官は、裁判所の全員一致の法廷意見を代表して、1921年外国人土地法の合法性を支持した。これに関して、次のような三点が非常に重要である。まず第一に、最高裁判所は、本件が *prima facie case* であるということを確認し、たとえ法令が違憲であっても、裁判所はこの事件についての管轄権を有しないという司法長官の主張を退けたということ。も

(134) 332 U. S. 631. 外国人土地法一般に関しては、Ferguson, *The California Alien Law and the Fourteenth Amendment*, 35 CALIF. L. REV. 61, 73-89 (1947) を参照。なお、1916年から1924年の間に提起された日本人の土地問題に関連する事件については、CONSULATE-GENERAL of JAPAN, SAN FRANCISCO, DOCUMENTAL HISTORY OF LAW CASES AFFECTING JAPANESE IN THE UNITED STATES 1916~1924, Vol. II, Part I・II. (1925) を参照。

(135) 263 U. S. 193. ワシントン州の外国人土地法については、Note, 6 WASH. L. REV. 127 (1930); Note, 24 WASH. L. REV. 162 (1949); Cross, *Alien Ownership of Corporations (Washington Legislation-1995)*; 30 WASH. L. REV. 195 (1950); Comment, 39 WASH. L. REV. 115 (1964) 等を参照。

(136) *Id.*, at 211-13.

し、その州法が修正14条のデュープロセスや平等保護条項の違反にあたるような場合には、それを適用することは、Nakatsuka に対して土地をリースするという Terrace の権利を奪うものであり、また、Nakatsuka から職業として農業を営むという権利を奪うものであると裁判所は宣言した。裁判所によれば、もしも訴えの対象とされているこの法律が、連邦憲法に違反するならば、彼らは救済を求める訴えを提起する権利を有し、⁽¹³⁷⁾したがって、その事件は最高裁判所の管轄に属することとなる。

第二に、管轄権に関してリップ・サービスを与えた後に、裁判所は、その法令が修正14条のデュープロセス条項および平等保護条項に反するという主張に対しては、これを否定した。争点は、定住外国人が、社会での通常の職業について生計を立てるといふ権利を有しているかどうかではなくて、これは、もっぱら、その州のポリス・パワー次第の特権なのであると裁判所は宣言した。裁判所は、この説明として、「州の領域内の農地を所有し、管理および使用する者の資質と忠誠心とは、州にとって最も重要な問題であり、州自体の安全とポリス・パワーに影響を及ぼすものである。」との見解を述べた。裁判所は、また、州の法令は、人種を根拠に独断的に差別扱いをしたとの主張に対して、連邦の帰化政策でも、アジア系の人々の多くを除外しているとの理由から、制定法による差別扱いは不公平とはいえないと結論付け、これを拒絶した。⁽¹³⁸⁾

第三に、裁判所は、州の法令は、合衆国と日本との間に結ばれている条約に違反するとの主張を否定した。裁判所の見解としては、日米両国は、通商問題を規律するルールを作ったのであり、これらのルールの中には、何ら日本人に「農業を行う目的」での土地の所有またはリースをする権利を与えるものは存在していないということであった。⁽¹³⁹⁾

合衆国最高裁判所において、外国人土地法に関する判決が過去にあと 5

(137) *Id.*, at 214-16.

(138) *Id.*, at 216-22.

(139) *Id.*, at 222-23.

件ほど下されていたが、⁽¹⁴⁰⁾ *Oyama v. State of California* 事件はこれらの判決を覆す画期的事件であった。⁽¹⁴¹⁾

Oyama 事件では、二つの小さな農地の没収を認めるのに適用された1920年のカリフォルニア州外国人土地法の合憲性が争われることとなった。*Oyama Kajiro* と *Kohide* の夫婦は、ともに日本生まれであった。彼らには市民権を得る資格がなかった。彼らの間には、1928年にカリフォルニア州で生まれた *Fred Yoshihiko Oyama* という名の息子がいた。*Fred* が6歳の時に、両親は、4,000ドルで6エーカーの農地を購入した。その財産の所有名義は、*Fred* とされ、彼の名前で登録された。1935年に、父親は、自分の息子の身分上および財産上の後見人となることを請願し、これは、サンディエゴ群の高等裁判所により承認された。⁽¹⁴²⁾そして、1937年に、両親は、さらに2エーカーの土地を購入し、再びこの財産の名義を *Fred* とした。これら2区画の土地を手に入れて以来、この土地は継続して *Oyama* 夫婦によって耕作されていた。⁽¹⁴³⁾

1942年に、*Fred* とその家族は、指定された収容所に移るため、日本人を祖先とする他の全ての人々とともに太平洋岸を離れることを余儀なくされた。1944年に、*Fred* がまだ収容所に入られている間に、州は、1934年および1937年の不動産の譲渡は外国人土地法に違反し、またこれを回避する意図にあたるとの理由から、この2区画の土地の没収を求める申請を裁判所に提出した。*Fred* と彼の父親は、没収訴訟の被告とされたのであった。1946年に、カリフォルニア州最高裁判所は、*People v. Oyama* 事

(140) *Porterfield v. Webb*, 263 U. S. 225 (1923); *Webb v. O'Brien*, 263 U. S. 313 (1923); *Frick v. Webb*, 263 U. S. 326 (1923); *Cockrill v. California*, 268 U. S. 258 (1925); *Morrison v. California*, 291 U. S. 82 (1934).

(141) 332 U. S. 633 (1948).

(142) *Estate of Yano*, 188 Cal. 645 (1922) 事件で、カリフォルニア州最高裁判所は、両親には市民権を取得する資格がなかったにも関わらず、彼らには、その子どもの身分上および財産上の後見人になる資格があると判示した。

(143) 332 U. S. 635-37.

件で、⁽¹⁴⁴⁾ 2区画の土地の没収に関する州の訴えを支持し、⁽¹⁴⁵⁾ カリフォルニア州が行った、市民権を得る資格のない外国人を農業用地に関するいかなる利益からも除外する行為は⁽¹⁴⁶⁾ 合憲であり、当該不動産は一度も彼らに帰属することなく州に移転するのであるから、⁽¹⁴⁷⁾ Fred Oyama は、自分に与えられた憲法上の権利を何ら侵害されるものではないと判示した。

合衆国最高裁判所は、カリフォルニア州最高裁判所の判決を覆し、本件に適用された外国人土地法 § 9 (a) の推定は、カリフォルニア州法の下での平等の保護を受ける権利およびアメリカ市民としての諸権利を奪うものであるとの Fred Oyama の主張を受け入れた。⁽¹⁴⁸⁾ 裁判所は、その州法が守るべき重大な法益が現実是否存在するかどうかを検討しないで、単に両親の出身国がどこであるかによって Fred Oyama を差別扱いするものであるとの結論を下した。

最高裁判所の指摘したところによると、カリフォルニア州法の下では、自分の子どもに譲渡された不動産の支払いを両親が行った場合には、通常は贈与と推定されるというものであった。⁽¹⁴⁹⁾ § 9 (a) では、それとは逆の推定を行っていた。裁判所によると、この外国人土地法では、Fred Oyama のような、帰化することが出来ない両親を持った未成年者に対して、市民権を有する両親または市民権を得る資格を有する両親を持つ他の全ての未成年とは違った扱いをしているということであった。裁判所は、この法律が、後見人の行使する職務につき、被後見人を不利な立場に置く

⁽¹⁴⁴⁾ 29 Cal. 2d. 164 (1946).

⁽¹⁴⁵⁾ 332 U. S. 639.

⁽¹⁴⁶⁾ See Terrace v. Thompson, 263 U.S. 197; Porterfield v. Webb, 263 U.S. 225; Webb v. O'Brien, 263 U.S. 313; and Frick v. Webb, 263 U. S. 326.

⁽¹⁴⁷⁾ 332 U. S. 639.

⁽¹⁴⁸⁾ *Id.*, at 640.

⁽¹⁴⁹⁾ *Id.* 裁判所は、連邦法により、カリフォルニア州は全ての市民に対して、不動産を取得し保有する権利を与えることになり、たとえ、幼少であったとしても、その未成年者は不動産所有の権利を奪われることはないということを明確に示した。この場合、子どもの父親が後見人に指名されることになり、この後見人が子どもの財産を管理する権利を取得し、被後見人である子どもの利益となるよう運用することとなる。*Id.*, at 640-41 を参照。

方向に機能していると述べた。⁽¹⁵⁰⁾

裁判所は、争われている問題点について、まず実定法の規定に基づいて判断を下すべきである、との判決のルールに従って、外国人土地法の合憲性についての審理は回避した。裁判所は、不法な意図を有していたと § 9 で推定されたことを否定にするだけで、あとは、このルールに従った。Fred の父が、不法な意図を有していたという証拠は何ら存在していなかったもので、§ 9 の推定を覆すにはそれだけで十分な理由があった。

しかしながら、注目すべき点は、この事件の補足意見の中で、外国人土地法の違憲性が示唆されていたということである。Black 裁判官は、Douglas 裁判官とともに、次のように述べている。「その法の目的および効果は、日本人であるという理由だけで彼らを差別しようとするものであり、それは一目瞭然の事実である。」⁽¹⁵¹⁾

Murphy 裁判官は、Rutledge 裁判官とともに、やはり Black 裁判官と同じ結論に達していたが、多くの専門家の意見を引用しながら、外国人土地法が制定されるに至った背景として、当時存在していた反日の環境および立法経緯につき論じていた。⁽¹⁵²⁾

Oyama 事件の影響は非常に大きなものがあった。外国人土地法が、自動的に消滅してしまうわけではなかったが、カリフォルニア州の司法長官は、*Oyama* 事件の後、没収訴訟の提起を停止し、1951年には、係争中の全ての没収訴訟を取り下げることを命じた。さらに、1951年に、カリフォルニア州議会は、州によって財産を没収されたり、州との和解のために金銭の支出をした者たちに対して、補償を行う基金を創設する法案を通過させた。⁽¹⁵³⁾ このことにより、最高裁判所は、1952年には、*Fujii v. State of*

(150) *Id.*, at 643.

(151) *Id.*, at 648.

(152) *Id.*, at 651-74. 判決の中で引用された社会科学的研究は、*Id.*, at 651, 注 1 を参照。

(153) Chuman 氏によると、「1951年に、カリフォルニアの立法府は、S.B. 1490 を通過させたが、これは、Senators Gerald J. O'Gara, Chris N. Jespersion, および George Miller Jr. によって発議された」ということである。CHUMAN, BAMBOO PEOPLE, (1981) p. 215 を参照。

California⁽¹⁵⁴⁾ 事件において、カリフォルニア州外国人土地法を無効とする判決を下すこととなった。この事件は、市民権を得る資格を有しない外国人が、直接自己の名前で農地を購入し、法律に正面から挑戦した事例であった。⁽¹⁵⁵⁾ また、その同じ年に、日本国籍を有する者の帰化を認める Walter-McCarran 法が通過することによって、カリフォルニア州の法律は、不適切なものとなってしまった。⁽¹⁵⁶⁾ これにより、日本人は、従来の制限から解放され、自分たちの仕事を確立し、確固とした基盤を持った経済的な未来を築き上げるため、土地に投資をする機会を手に入れることとなった。言うまでもなく、それまでは、土地の購入や投資は、いつ何時、州の没収訴訟により、自分たちの土地が取り上げられるかも解らないという恐れを抱きながら行われていたのであった。Oyama 事件は、外国人土地法を放棄させることとなる代表的なものであり、また、人種的差別の打開へと向かう契機となるものであった。

3 言語・文化・教育に関する事例

Farrington v. Tokushige, Gong Lum v. Rice, Lau v. Nichols

1927年に、言語、教育および文化に関する自分たちの権利の確保を求めたアジア系アメリカ人たちは、一方では成功を収め、また、他方では敗北を喫することとなった。その当時、合衆国の準州であったハワイから上訴されてきた、Farrington v. Tokushige 事件で、外国語学校に対し制限的

(154) 38 Cal. 2d. 718 (1952).

(155) 1949年に、オレゴン州最高裁判所にも類似の事件が提起されたが、そこでも、外国人土地法が無効とされた。Nanma v. McCourt, 185 Ore. 579 (1949). なお、この Oyama 事件は、合衆国市民が不動産を取得および所有する権利を明確に規程する立法を促すこととなった。42 U. S. C. § 1982 によると、「合衆国の市民は、州であると準州であるとを問わず、すべての者が、白人およびその子孫に享有されているのと同じ権利を有する」とされている。これに関しては、TRIBE, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW, Sec. Ed., (1988), pp. 555-56 を参照。

(156) 66 Stat. 163 (1952). Walter-McCarran 法の制定過程については、CHUMAN, *supra* note 153, at 309-313 を参照。

な規則を定めている外国語学校法の適用をハワイの地方裁判所が禁じたことに関する問題が争われた。⁽¹⁵⁷⁾ 最高裁判所は、日本語学校に対する差別的扱いを禁じるハワイの裁判所の判決を支持し、事件を原審に差し戻した。裁判所によると、その法令は、次のような幾つかの重大かつ問題のある特徴を有しているということであった。

- 1) 教育省は、教職を求める者が、民主主義思想、アメリカの歴史および慣習の知識、英語を読み書き話す能力を有すると認めるのでなければ、外国語学校で教育をする許可を与えないこと。⁽¹⁵⁸⁾
- 2) 教育省は、全ての外国語学校の授業科目およびコースに直接関係するような規則、入学資格、精神的成熟度、健康その他の要件、使用するテキスト等、全てにわたって指導を行う広範な権限を有していること。⁽¹⁵⁹⁾
- 3) 学生は、1日1時間、1週間6時間、学年歴あたり38週以上、外国語学校に出席することが禁じられていること。⁽¹⁶⁰⁾

これらの規定等により、その準州の教育省は、完全に外国語学校をコントロールしていたのであった。しかしながら、192名の教師の給与とその学校の維持、運営は、ボランティアの篤志家やこれらの学校に通う子どもたちの授業料によってまかなわれていた。教育省からは、金銭的援助は何も行われていなかった。⁽¹⁶¹⁾

これらの規定は、私立学校の単なる規制の範囲をはるかに超えるものであると考えられた。裁判所の述べたところによると、「その法令を適用することは、全てとは言わないまでも、おそらく、ほとんどの（外国語学校を）破壊してしまうことになるであろう。……日本人の親たちは、不合理な制約を受けることなく、自分たちの子どもの教育を行う権利を有している。他の言語を話す人々と同様、日本人もまた憲法の保証を受けているの

⁽¹⁵⁷⁾ 273 U. S. 284 (1927).

⁽¹⁵⁸⁾ *Id.*, at 293.

⁽¹⁵⁹⁾ *Id.*, at 294.

⁽¹⁶⁰⁾ *Id.*

⁽¹⁶¹⁾ *Id.*, at 296-97.

である。⁽¹⁶²⁾』ということであった。この判決により、ハワイの20,000人以上の学生が通っていた162の外国語学校（9校の韓国語学校，7校の中国語学校，そして残りは全て日本語学校であった）は，一時的ではあるが不必要な準州の制約から猶予されることとなった。

しかしながら，この小さな勝利の6カ月後に，アジア系アメリカ人にとっての大敗北となる *Gong Lum et al. v. Rice et al.* 事件があった。⁽¹⁶³⁾ この事件は，合衆国内で合衆国市民の子として生まれた中国系の子どもが，果たして，「白」人に分類されるのか，それとも「有色」人に入るのか，そして，その子どもは，「白」人の子どもたちの通うパブリック・スクールに入るべきなのか，それとも，それに代わる「黒」人の子どもたちの通う「他」の学校に通うべきなのかが問題とされた。

Gong Lum は，ミシシッピ州の住民で，*Rosedale Consolidated High School* の学区内に居住していたが，彼とその娘である *Martha Lum* は，自分たちは，その地区のパブリック・スクールに通う資格があると判断した。その理由は，その学校が唯一その地区にあるパブリック・スクールであり，彼は，その地区の納税者としてその維持と運営に協力していると考えたからであった。しかしながら，彼の子どもは，「彼女が中国人を祖先としており，白人またはコーカサス系ではない」との理由で，翌日からその学校に来なくてもよいと，授業の最初の日に通知をされた。この命令は，「ミシシッピ州の教育長からの指示に従って下されたものであった。」⁽¹⁶⁴⁾

ミシシッピ州最高裁判所によると，1890年の州憲法では，「白人の子どもと有色人種の子どもとは，学校を分離することを今後も維持する」と規定されていた。したがって，「憲法は，学齢にある子どもたちを二つに分け，一方を純粋な白人またはコーカサス系，他方を茶色，黄色，黒色人

⁽¹⁶²⁾ *Id.*, at 298.

⁽¹⁶³⁾ 275 U. S. 78 (1927).

⁽¹⁶⁴⁾ *Id.*, at 78-81.

種としており、したがって、モンゴル系で黄色人種である Martha Lum は、このような憲法上の分類からは、自分が白人に属すると主張することは出来なかった。⁽¹⁶⁵⁾」

合衆国最高裁判所は、「短絡的に、アジア系アメリカ人とアフリカ系アメリカ人とを同等視し、また、鉄道の客車と学校とを同じに扱い、Plessy v. Ferguson 事件における『分離すれども差別なし』という考え方を輸送手段から教育へと拡大する」というミシシッピ州最高裁判所の判決を支持した。⁽¹⁶⁶⁾ Plessy 事件では、「黒人」と「白人」の輸送施設を分離していても、その施設自体が平等であれば、許容される範囲であると断言していた。多くのアメリカ人の親たちと同様、Gong Lum も、「白人」の子どもたちのためのパブリック・スクールの方が、「有色人」の子どものための学校よりも優れていることを承知していた。彼らのこの当時の考え方は受け入れられることはなかった。

より最近の事例としては、アジア系アメリカ人、言語および教育に関するもので、Lau et al. v. Nichols et al. ⁽¹⁶⁷⁾ 事件がある。これは、中国人を祖先とする、英語を話せない人々で、国語の能力が不十分なため、1,800名もの学生が、教育を受ける機会を否定されたとして、San Francisco Unified School District を相手取って訴えを提起した事件であった。

学生たちは、自分たちが、教育の手續として適切なバイリンガル教育を受けておらず（同じような状況にある、他の者たちはそうではないのに）、したがって、そのために、公教育プログラムに参加するという重要な機会を否定され、これは、憲法の修正14条の下での平等の権利を侵害するものであると主張した。⁽¹⁶⁸⁾

1970年の Department of Health Education and Welfare (保健・教育

(165) *Id.*, at 82.

(166) KIM, ed., *ASIAN AMERICANS AND THE SUPREME COURT*, (1992), p. 904.

(167) 414 U. S. 563 (1973).

(168) *Id.*, at 564.

・福祉省）ガイドラインでは、⁽¹⁶⁹⁾「英語を話したり、理解したりすることが出来ないために、様々な出身国のマイノリティー・グループの子どもたちを、その地区が提供する教育プログラムに参加することを事実上除外するようになる場合には、その地区としては、それらの学生のために教育プログラムを解放するため、その言語的欠陥を改善するよう、積極的な手段を講じなければならない」という原則が示されていたが、裁判所は、その地区がそれに違反するものであると判示した。そして、裁判所は、「連邦から財政的援助を受けている、いかなるプログラムまたは活動も、保健、教育、福祉省の規則および人種、肌の色、または生まれた国を理由にして、差別的扱いをすることを禁じる1964年の公民権法 Title VI に違反してはならない」と判示した。⁽¹⁷⁰⁾しかしながら、申立人が特に何らかの救済を主張していたわけではなかったので、裁判所は、適切な救済を行うよう事件を下級審へと差し戻した。

これらの事件には、次のような重要な二つのポイントが存在している。まず第一に、アジア系アメリカ人は、自分たちの置かれている状況の先を読み、あらゆる背景を持つアメリカ人のために諸権利を回復するために訴訟を起こしたということがあげられる。例えば、アメリカの教育制度の中で、移民者の子どもたちおよび語学的ハンディーキャップのあるアメリカ人の子どもたちを支援するためにバイリンガルの教育を行う上で、今日、⁽¹⁷¹⁾語学学校は非常に重要な役割を演じている。

(169) See 35 FED. REG. 11595.

(170) 414 U.S. 568.

(171) 広い意味では、この事件は、マイノリティーの人々が公民権を根拠にして提起した多くの事件のほんの一例にすぎないものである。しかしながら、最近になって、それまで存在していた多くの不正や不平等などを是正するこのような積極的な動きに対して、これを阻止する、いわゆる「反動的な社会運動のアジェンダ (conservative social issues agenda)」と呼ばれる活動が行われるようになってきている。これに関して、「英語を公用語」とする運動、職場での「アクセントによる差別」の動き、バイリンガル教育を排除する運動および雇用や大学にお

第二に、アジア系アメリカ人は、先に述べたような事件において、最高裁判所で訴訟を行い、差別等の問題に対して、より強い関心を持って考えるよう促すことで、合衆国における教育に関連する法律を形成するのに重要な役割を演じてきたことがあげられる。アジア系アメリカ人は、「最高裁判所に対して、自らに託された責任に恥じないような行動をとるよう、つまり、連邦、州および地方の立法府において、多数派に対抗していくことが困難な少数派の権利を擁護するように努めるということを」促してきたのである。⁽¹⁷²⁾

けるアフーマティブ・アクションを廃止する運動等が高まってきているようである。

最近の事例として、アメリカ西海岸のカリフォルニア州知事が1995年6月1日に、アフーマティブ・アクションに関して、州の職員採用、公共事業の発注などへの適用を廃止する行政命令に署名した。これは、長期間にわたって継続してきたアフーマティブ・アクションの撤廃を州レベルで具体的に決めた初めてのケースである。(中国新聞1995年6月3日付)

この反動的な社会運動は、例えば、黒人、アジア系の人々、女性または同性愛者である人々の多くが「自分たちの置かれた差別的状況」に甘んじなければならなかった、かつての社会秩序を想起させるものである。詳細については、KARST, LAW'S PROMISE, LAW'S EXPRESSION (1993) を参照。

さらに、この反動的な社会運動の影響に伴い、移民政策の見直しが行われている。1995年6月5日のニューヨーク・タイムズによると、政府の諮問機関である「移民改革委員会」は、1) 移民ビザの発行対象をアメリカ市民の配偶者、両親、および21歳以下の子どもに限定すること、2) アメリカが受け入れる移民の数を年間30パーセント削減すること、等を含む移民政策見直し案をまとめ、6月末にも連邦議会にこの法案が提出される見通しである。見直しの理由として、委員会は、現在進められている福祉改革法によって福祉手当の受給を打ち切られるアメリカ市民に今後職を確保するためには、合法移民の数を制限する必要があるためとしている。第2節で述べたように、1980年代の後半から1990年代初頭までに、アジア系の人々は、全ての合法的入国者の48パーセントを占めるまでになり、これによって保守層は脅威を感じ、敵対感情を持つようになった。現在の「移民改革委員会」の移民政策の見直し案もその延長線にあると考えることができるであろう。

(172) KIM, ed., *supra* note 134, at 906.

おわりに

真の問題点を探る新たな枠組みの必要性

本稿の冒頭で、合衆国における人種問題の研究には、アジア系アメリカ人を含めた枠組みや捉え方が必要であり、単なる「白人」と「黒人」の関係だけでは不十分であるという指摘が為されていることを紹介した。チャン教授は、「それぞれが有する抑圧の共通性により、権利を奪われている幾つかの異なるグループが、お互いの闘争に協力して参加することとなった」ことを指摘する。⁽¹⁷³⁾ 第2節で検討したように、アジア系アメリカ人の経験した様々な不公平は、他の権利を奪われたグループのものとは異なる特異なものであり、そこには、経済的対立と移民排斥主義の二つによって助長された反アジア感情が含まれていた。しかしながら、アジア系アメリカ人が、自分たちの問題を改善するために問題を裁判所や議会に持ち込み、そこで成功を収めたものの中には、全てのマイのリティーにとって、平等の機会を提供することとなったものも幾つか含まれていた。また、これとは逆に、権利を奪われた他のグループがアジア系アメリカ人の運動に加わったり、または、その逆であったりしたならば、幾つかの失敗に終わった事件も違った結果になっていたのかもしれない。

チャン教授は、また、「もしも、政治や法律の場面にアジア系アメリカ人が存在しなかったならば、合衆国は、アジア系アメリカ人を抑圧することを促進するような、政治的にも法律的にも質の低い国家となっていたのかもしれない。⁽¹⁷⁴⁾」と指摘している。アジア系アメリカ人に対する、移民排斥主義者たちの暴力や差別の繰り返し、また、「モデル・マイのリティー」神話をもたらしっていたのかもしれないのである。

彼によると、問題は、人種と法律に関する最近の論稿にあると指摘して

⁽¹⁷³⁾ Chang, *Toward an Asian American Legal Scholarship: Critical Race Theory, Post-Structuralism, and Narrative Space*, Inaugural Edition ASIAN LAW JOURNAL, 81 CALIF. L. REV. 1247, 1249 (1993).

⁽¹⁷⁴⁾ *Id.*, at 1249-51.

いる。つまり、ある特定の問題に対する捉え方が、議論の枠組みから除外されているというのである。例えば、人種と法の議論の多くは、黒人のアメリカ人問題に集中しており、黒人以外のマイノリティーの人種が除外されているというのである。⁽¹⁷⁵⁾ 例えば、ロサンゼルス暴動に関する“Racism in the Wake of the Los Angeles Riots”というテーマの会議では、韓国系アメリカ人とアフリカ系アメリカ人の争いについては十分な報告が行われていなかったし、韓国系アメリカ人の立場からの報告も行われなかった。チャン教授は、これは重大な欠落であるということ⁽¹⁷⁶⁾を指摘している。このことにより、なぜ人種的緊張感が存在したのかという点、この緊張感は法的判断によりどのようにして助長されたのかという点、また、相互の違いを埋めるには何を為せばよいのかという点につき、よりよき理解を得ることが阻害されたことは疑いの余地のないところである。

また、人種理論の立場から考えると、伝統的公民権の理論というのは、個々人の権利という概念に基づいているので、アジア系アメリカ人にとっては、これは、彼らの出身国の事情および文化を反映するものでない場合も存在する。⁽¹⁷⁷⁾ 公民権運動の影響は、多くの場合、結果として、白人の支配を合法化しながら権利の拡大をはかって行くという「色盲の憲法学 (color-blind constitutionalism)」を擁護するという、裁判所の見解をもたらすこととなった。⁽¹⁷⁸⁾

黒人と白人の例に焦点を当てるだけでは、合衆国内の人種がおかれている複雑な状況を誤って理解することとなるのである。それは、移民排斥主義的な人種差別問題、および、単に頂点と底辺ということ以上の人種的階層の複雑さというような事柄を、無視してしまうこととなるのである。モ

⁽¹⁷⁵⁾ *Id.*, at 1265.

⁽¹⁷⁶⁾ *Id.*, at 1267.

⁽¹⁷⁷⁾ *Id.* 「ベトナム語では、一人称を指す語（英語の“*I*”にあたる単語）は、……『あなたのしもべ』という意味を持っており、通常の関係で他者に対して自己という意味での一人称を指す語は存在しない」 *Id.*, at footnote 114 を参照。

⁽¹⁷⁸⁾ *Id.*, at 1266.

デル・マイノリティー神話によって助長されるような誤った認識もまた、このような誤解を生む方向で作用するものである。

本稿の冒頭で指摘したように、今日存在する反アジア感情は、アジア系移民およびアジア系アメリカ人の歴史や現状に対する理解の欠如にこそ、その原因が存在すると考えられる。トライブ教授が数年前に述べているように「従来と異なる捉え方をすることには困難を伴うが、その努力を怠ると、これまで長い間にわたって科学が築き上げてきたものを見失ってしまうこととなる。⁽¹⁷⁹⁾」危険性が存在する。

この「新たなる」枠組みは、大いなるゴールに向けての最初の第一歩にすぎないものである。これは、カースト教授が数年前に断言したように、「平等なる市民」の社会を認識することなのである。つまり、単に幾つかのマイノリティーや社会的、経済的に恵まれない人々に限定して理解するのではなく、「あらゆる人々」について、認識を拡大することが大切なのである。⁽¹⁸⁰⁾

(179) See Tribe, *The Curvature of Constitutional Space: What Lawyers can Learn From Modern Physics*, 103 HARV. L. REV. 1 (1989).

(180) See KARST, *BELONGING TO AMERICA* (1989). 「平等なる市民権」の原理におけるカースト教授の提案については、拙稿「アメリカ市民権と平等の概念」『公法学の開拓線』（手島孝先生還暦祝賀論集）15頁以下を参照。